

生け垣設置に補助金を交付します！

入間市は、香り豊かな緑の文化都市の実現をめざし、緑あふれる住みよい街づくりに取り組んでいます。その一環として、生け垣を設置するご家庭に補助金を交付しています。

生け垣は緑化だけでなく、災害時にも倒壊せず、火災から人や家などを守ってくれます。生け垣を設置して緑豊かで災害に強い街にいきましょう。

補助金の対象

- ・補助金の対象者は、現に自己（入間市に住民登録を有する者）の居住する宅地に生け垣を設置する方です。借地や借家の場合は、所有者の同意を得て居住者が申請してください。
※集合住宅は対象となりません。
- ・過去にこの補助金の交付を受けて設置した生け垣の植替え、申請前に設置されている生け垣、自己の居住しない畑や雑種地等に生け垣を作る場合は、対象外です。

生け垣の設置基準

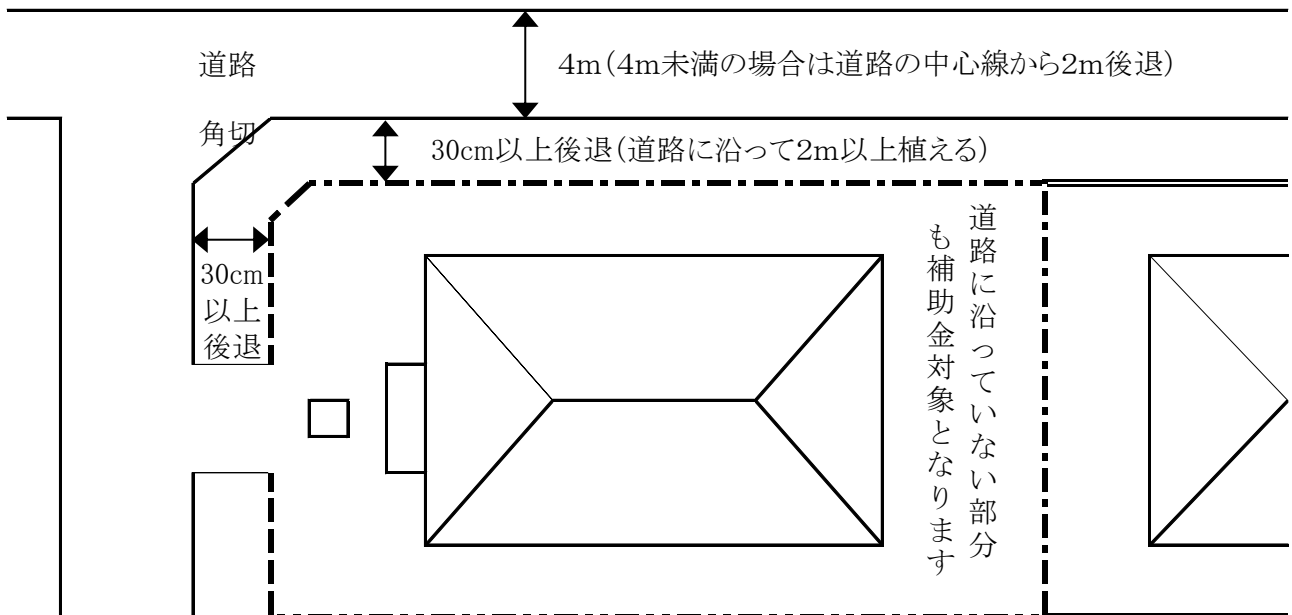
- ・申請者の居住する敷地内に、道路に沿って最低2m以上設置してください。
- ・道路境界線より30cm後退した線の内側に設置してください。
- ・4m未満の道路の場合は、道路の中心線から2mのラインを道路境界線とみなします。
- ・植栽する樹木の高さは80cm～100cmで、1m当たり5本を標準としてください。
- ・境界でのブロック類の設置は、敷地の地盤高からブロック3個分（約60cm）程度までの高さとしてください。
- ・角地では、角切りをしてください。

補助金の内容 1m当たり 3,000円（限度額45,000円）

- ・生け垣の長さは、竹垣の延長ではなく、両端の樹木の芯間の延長となります。
1m未満の端数分は50cm単位で切り捨て計算します。（例：10.4m→10m、10.6m→10.5m）

補助金交付までの流れ

- 1 市役所都市計画課へ問い合わせ・・・・・・・・・・補助対象となるかの現地調査をします。
- 2 補助対象となる場合、補助金交付申請書と市税完納確認願を都市計画課へ提出
※市税完納確認願は収税課で確認できます（無料）。
- 3 生け垣設置工事を開始・・・・・・・・・・設置基準に従って設置してください。
- 4 生け垣設置完了を市へ連絡・・・・・・・・・・設置後の現地を確認します。
- 5 補助金交付請求書を市へ提出・・・・・・・・・・生け垣の延長から算出した補助金の額を交付します。（指定口座への振込みとなります。）
※申請時と実際の生け垣延長が異なる場合は、実際の延長で補助金の額を算出します。



お問い合わせ先 〒358-8511 入間市豊岡1-16-1
入間市 都市計画課 みどり公園担当
電話 04-2964-1111 内線3318・3319